

業 務 委 託 契 約 書

- 1 委 託 業 務 名 各署感染防止対策改修工事实施設計業務委託
- 2 委 託 業 務 場 所 栃木県矢板市富田94番地1 塩谷広域行政組合消防本部
- 3 委 託 業 務 期 間 契約日から令和6年9月30日まで
- 4 委 託 業 務 料 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項、第29条及び地方税法第72条の8
2、第72条の83の規定に基づき契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契 約 保 証 金

上記委託業務について、発注者と受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、
次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 栃木県矢板市安沢3622番地1
塩谷広域行政組合
氏 名 管理者 加 藤 公 博 印

受注者 住 所
氏 名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の委託業務の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別添建築設計業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていないものがあるときは、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により、発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(一括再委託の禁止)

第4条 受注者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(再委託の事前承諾)

第5条 受注者は、委託業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う委託業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な委託業務を再委託しようとするときには、適用しない。

3 第1項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

(履行体制の把握)

第6条 受注者は、第5条の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、第5条第2項の軽微な委託業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う委託業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。また、履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(監督職員)

第7条 発注者は、この委託業務の履行に関し、担当職員を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。監督職員を変更したときも、また同様とする。

2 監督職員は、他の条項に定めるもののほか、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、受注者又は第8条に規定する業務管理責任者に対し、次に掲げる行為を行う権限を

有する。

(1) 契約の履行について、受注者又は第8条に規定する業務管理責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) 契約書類の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答

(3) 委託業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(業務管理責任者)

第8条 受注者は、受注者に替って委託業務を履行する現場従業員を指揮監督する業務管理責任者（以下「業務管理責任者」という。）を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。また、変更したときも同様とする。

(措置請求)

第9条 発注者又は監督職員は、業務管理責任者又は現場従業員が委託業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に協議し必要な措置をとることを求めることができる。

2 受注者は、監督職員が委託業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に協議し必要な措置をとることを求めることができる。

(委託業務の調査等)

第10条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(支給品及び貸与品)

第11条 発注者から受注者へ支給する材料（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）は、別添仕様書に定めるところによる。

2 発注者又は監督職員は、支給品又は貸与品を受注者の立会いのうえ検査して引渡さなければならない。

3 受注者は、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者又は監督職員に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

5 受注者は、自己の故意又は過失により支給品又は貸与品が滅失若しくはき損し、又は返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第12条 発注者は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、委託業務期間又は委託業務料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による期間の延長)

第13条 天災その他の不可抗力、又はその他受注者の責めに帰すことができない理由により期間

内に委託業務を完了することができないときは、受注者は、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第14条 受注者は、委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担する。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第15条 受注者は、委託業務の履行に当たって事故が発生したとき、事故が発生するおそれのあるとき又は災害等を防止するときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者とが協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。

3 発注者又は監督職員は、事故及び災害防止その他特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(検査及び引渡し)

第16条 受注者は、別添仕様書に従い、毎回の委託業務が完了した都度、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果品を発注者に引渡さなければならない。

(委託業務料の支払い)

第17条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、発注者に対して委託業務料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託業務料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により、前条第2項の期間内に検査をしないときは、その

期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（契約不適合責任）

第 18 条 発注者は、引渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合、発注者は受注者に対し、成果品の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能である、又は、発注者が履行の追完を拒絶する意思を明確にしている、その他発注者が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、発注者は、何らの催告なくして代金の減額請求をすることができる。

3 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、受注者に対し、前 2 項の請求をすることができない。

4 前 3 項の規定は、第 1 4 条、第 1 9 条による損害賠償請求及び第 2 1 条、第 2 2 条による解除権の行使を妨げるものではない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第 19 条 受注者の責めに帰する理由により、期間内に委託業務を完了することができない場合において、期間経過後相当の期間内に完了する見込があると認めるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、頭書の委託業務料から既に完了した委託業務に相応する委託業務料を控除した額に対して、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額とすること。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第 1 7 条第 2 項の規定による委託業務料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 20 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 1 0 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、委託業務の履行ができないと認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 第23条第1項の規定によらないで、受注者が契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、委託業務の終了した部分を確認し、相応する委託業務料を支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合は、受注者は、契約を解除する部分の委託業務料相当額の10分の1を違約金とし、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（発注者の任意解除権）

第22条 発注者は、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 第1項の規定により契約を解除した場合には、発注者は、これによって生じた受注者の損害

を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第23条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第12条第1項に規定する協議が整わないとき。
- (2) 天災その他の不可抗力により契約の履行が不可能となったとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能となったとき。

2 第21条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(解除に伴う措置)

第24条 契約が解除された場合においては、受注者は、次項に定める措置をとらなければならない。

2 第11条第1項の規定による支給品、貸与品があるときは、これを発注者に返還しなければならない。

(損害金等の徴収)

第25条 受注者がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託業務料支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託業務料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を徴収する。

(危険負担)

第26条 受注者は、天災その他の不可抗力又は発注者受注者双方の責に帰し得ない事由により、契約の一部又は全部の履行ができなくなった場合は、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により、契約の一部又は全部の履行義務の免除を求めることができる。この場合において、発注者が受注者の契約の一部又は全部の履行義務の免除を認めたときは、当該免除に係る発注者の契約金額の支払い義務を免れる。

(紛争の解決)

第27条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議がととのわない場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者と受注者とが協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者受注者協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(補 則)

第28条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定

める。